

## 富山県在籍型出向等支援協議会 設置要綱

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、富山県在籍型出向等支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## 2 構成員等

- (1) 協議会の構成員は、別紙「富山県在籍型出向等支援協議会構成員」のとおりとする。
- (2) その他、協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

## 3 協議事項

協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関する事。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

## 4 事務局

協議会の事務局は、富山労働局職業安定部に置く。

## 5 その他

- (1) 協議会の議事については、別に協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

この要綱は、令和4年1月21日から施行する。